

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている
保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院では、精神病棟入院基本料（15：1）、特殊疾患病棟入院料2、認知症治療病棟入院料1、精神療養病棟入院料を届け出ております。看護師及び看護補助者の配置については、各病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制、褥瘡対策、意思決定支援、身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制、褥瘡対策、意思決定支援、身体拘束最小化の基準を満たしております。

4. 当院は九州厚生局へ下記の届出を行っております。

1.入院時食事療養（I）の届出に関する事項

当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

2.基本診療料の施設基準等に係る届出

※当ホームページの「三和中央病院の概要」の届出の一覧をご確認ください。

5. 後発医薬品使用体制加算に関しまして

後発医薬品とは

後発医薬品（ジェネリック医薬品とも呼びます。）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

先発医薬品より安価で、効き目の安全性は先発医薬品と同等です。

入院及び外来において**後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用**しております。

- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様にご説明いたします。

6. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品については十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、説明の上、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

7. 医療情報取得加算に係る掲示について

- 1.電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
- 2.オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3.次に掲げる事項について、院内ポスター・Webサイトで掲示しています。
 - （ア）オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - （イ）当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っていること。

上記の体制により、令和6年12月の診療報酬改正に伴い、

■初診時 医療情報取得加算 1点 を算定しています。

8. 早期診療体制充実加算に係る掲示

当院では、早期診療体制充実加算の実施につきまして以下の通り体制を整えております。

- ① 患者様ごとの相談内容に応じたケースマネジメントを行っております。
- ② 障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っております。
- ③ 介護保険に係る相談を行っております。
- ④ 当院に通院する患者様について、相談支援専門員からの相談に適切に対応します。
- ⑤ 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行っております。
- ⑥ 精神科病院等に入院していた患者様の退院支援を行っております。
- ⑦ 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行っております。
- ⑧ 健康相談、予防接種に係る相談を行っております。
- ⑨ 可能な限り向精神薬の多剤、大量、長期処方を控えています。

9. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書（外来・入院医療費明細書）を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解頂き、ご本人以外が明細書を受け取る場合（ご家族が会計を行う場合）も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください

10. 長期収載品の選定療養について

2024 年度診療報酬改定に伴い、長期収載品（後発医薬品《ジェネリック医薬品》がある先発医薬品）の選定療養が 2024 年 10 月 1 日から導入されています。患者様の希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者様にご負担いただく仕組みです。

○対象となる医薬品

外来患者様の院内・院外処方

後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上の長期収載品(注射薬剤含む)

○対象外になる場合

医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合、バイオ医薬品については対象外となります。

入院の場合(退院時処方を含む)

○負担金額

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1 となります。

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

省令・告示や具体的な対象医薬品リストなど、詳細については厚労省ホームページをご確認ください。

令和7年5月19日

医療法人清潮会

三和中央病院